札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和７年１２月24日

札幌市教育委員会

教育長　山根直樹

札幌市教育委員会規則第11号

札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市図書館条例施行規則（平成３年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

(1)　第１１条の２第２項後段を削る。

(2)　第１２条第１項に次のただし書を加える。

ただし、利用者識別情報（個人貸出登録者であることを識別するための符号であって教育長が別に定めるものをいう。）が表示された電磁的記録媒体の提示をもって貸出券の提示に代えることができる。

(3)　第１２条第２項中「を提示しなければならない」を「の提示をもって前項の手続に代えることができる」に改める。

(4)　第２１条第３項中「第１２条第１項」の次に「（ただし書を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、令和８年１月９日から施行する。